

## みなとみらい21新港地区における景観形成の取り組みについて

### 1 趣旨

みなとみらい21新港地区では、平成11年に港湾局が良好な街並みの形成を目的に「みなとみらい21新港地区 街並み景観ガイドライン」(以下「現行ガイドライン」という。)を制定し、協議型の街づくりを進めています。

横浜市では、平成16年の景観法制定を受け、平成18年に「横浜市景観ビジョン」と「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(以下「景観条例」という。)を制定し、新たな都市景観制度の運用を開始したことから、本市の景観施策との整合を図るため、現行ガイドラインを改定するものです。

### 2 概要

(1) 新港地区を、景観法に基づく景観計画区域及び景観条例に基づく都市景観協議地区に位置づけます。

(2) 景観形成項目の細目を明確化します。

《例》

ア 建築物等の色彩について、地区全体を茶色系とし、色の範囲を指定します。

イ 屋外広告物について、表示内容や大きさなどの基準を定めます。

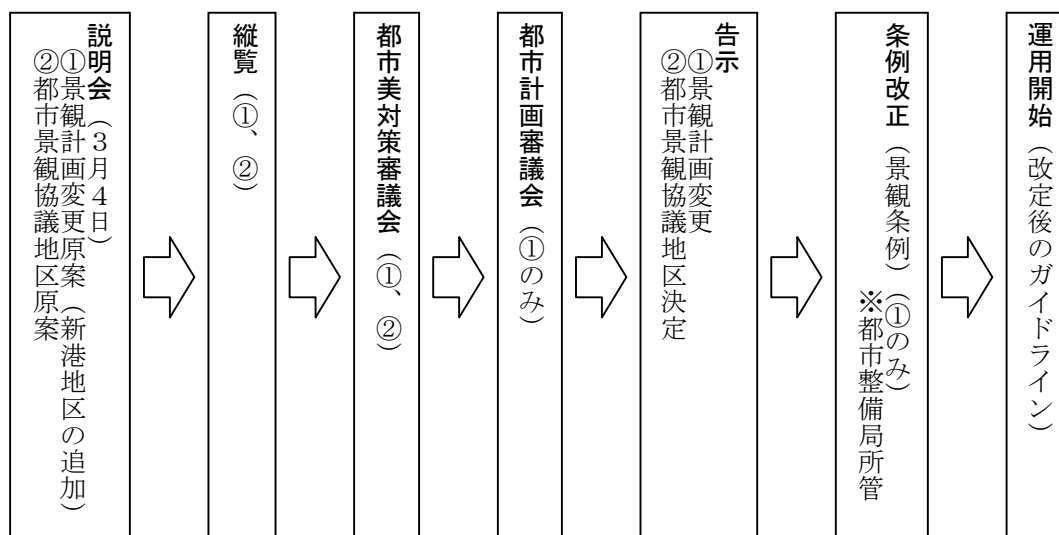
ウ 道路、緑地など公共施設について、デザインや樹種等の整備基準を定めます。

(3) 新たにイベント等、短期間の工作物等に関する緩和の基準を定めます。

### 3 今後のスケジュール

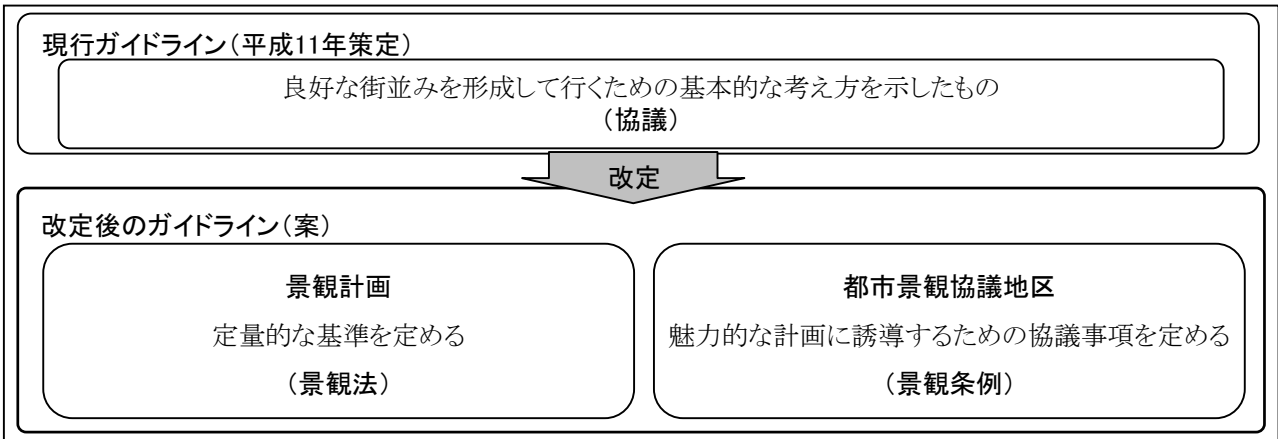
(平成20年度)

(平成21年度)



## 《参考》

### □ ガイドラインの位置づけ



### □ 改定後のガイドラインの骨格

#### 1 対象区域

みなとみらい21新港地区 (右図に示す範囲)

#### 2 景観形成の方針

##### (1) みなとの情景の演出

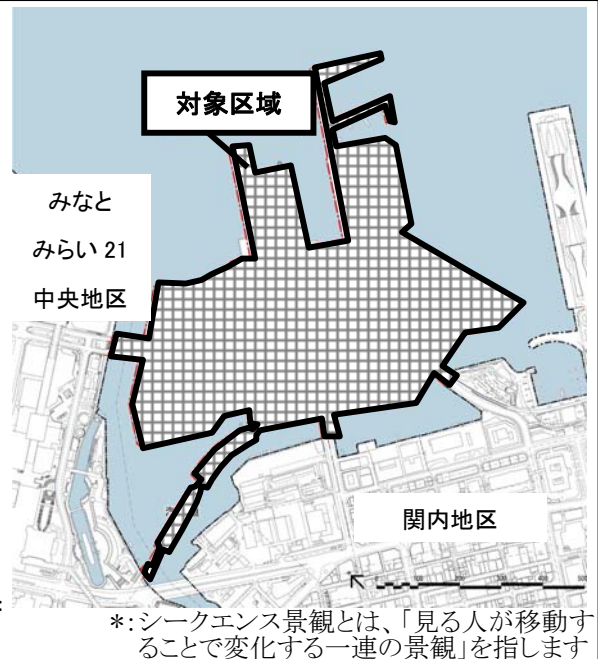
- ①海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくります。
- ②開放的で居心地の良い水域・水際線の風景をつくります。

##### (2) 歴史の継承

- ③歴史的シンボルとしての見通し景観を守ります。
- ④歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりある街並み景観をつくります。

##### (3) “島”としての個性の演出

- ⑤歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観\*をつくります。
- ⑥歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくります。
- ⑦周辺地区からの見下ろし景観を意識します。



#### 3 景観形成項目

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 建物高さに関する事項     | (7) 屋外広告物に関する事項     |
| (2) 見通し景観の確保に関する事項 | (8) 屋根・屋上に関する事項     |
| (3) 水際空間に関する事項     | (9) 駐車場・駐輪施設に関する事項  |
| (4) 街並み形成に関する事項    | (10) 夜間景観の演出に関する事項  |
| (5) 建物等のデザインに関する事項 | (11) 道路および緑地に関する事項  |
| (6) 色彩等に関する事項      | (12) イベント時の緩和に関する事項 |

### <写真>

大さん橋国際客船ターミナルから見た新港地区

